(別紙)

市町村建設計画素案

< 目 次 >

はし	じめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	合併の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画策定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
市	町の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	位置、面積と地勢・・・・・・・・・・・・・・	5
2	人口と世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
人[コフレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
人[口と世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ま	ちづくりの基本方針・・・・・・・・・・・・・・	10
1	都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2	まちづくりの方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3	土地利用・地域別振興の方針・・・・・・・・・・	13
ま	ちづくり計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
施領	策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1	安心して健やかに暮らせるまち 〔安心健康都市〕・・	19
2	豊かな心と個性を育むまち 〔個性創造都市〕・・・・	22
3	人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕・・・	24
4	機能的で多彩な交流が拡がるまち 〔交流拠点都市〕・	26
5	にぎわいと活力あふれるまち 〔産業活力都市〕・・・	28
6	計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・	30
公共	は施設の統合整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

1 合併の必要性

1 合併の必要性

(1)歷史的経緯

鹿児島市は、島津氏の城下町として栄え、明治 22 年の市制施行以来、4 次にわたって周辺地域を編入して市域を拡大するとともに、県都としてまた政治、経済、文化の中心都市として発展を続けました。昭和 42 年 4 月 29 日には隣接する谷山市と合併して人口38 万人の新生鹿児島市が誕生し、平成8年4月に中核市に移行、現在では人口55万人を擁する南九州の中核都市としてゆるぎない地位を築いています。

吉田町は、周りを山々に囲まれ、渓流や緑豊かな自然環境に恵まれた田園の町で、昭和 47 年 11 月に町制を施行しています。近年、企業の進出や鹿児島市のベッドタウンとしての役割から、人口増加率は県内で上位を占めています。

桜島町は、鹿児島県のほぼ中央に位置し、鹿児島湾の中部で鹿児島市の対岸 3.8 k mにある活火山「桜島」の西半分を占め、ほぼ全域が霧島屋久国立公園に指定されています。 昭和 48 年 5 月に町制を施行しています。

喜入町は、その名を 1414 年島津久豊がこの地で上げた戦勝を祝して給黎を「喜入」と 改めたことに由来します。明治 22 年に村制、昭和 31 年 10 月に町制を施行しています。 鹿児島湾沿いの南北 16 k mにわたる遠浅の長い海岸線を持ち、昭和 44 年には世界最大級 の石油備蓄基地が操業を開始、町発展に多大な恩恵を与え続けています。

松元町は、昭和35年4月の町制施行までは、上伊集院村として農業を中心に栄えてきましたが、昭和50年代以降宅地化が急速に進み、鹿児島市からの転入者が急増しており、 鹿児島市への通勤率も第1位です。平成12年の国勢調査による人口増加率は、県内第1位となっています。

郡山町は、甲突川の上流域に位置して豊かな自然や史跡、温泉等の資源に恵まれた町で、昭和31年9月町村合併促進法に基づき、郡山村と下伊集院村の一部(有屋田・嶽)が合併してできた町です。なお、現在の鹿児島市への通勤率・通院率は県内第3位です。

以上の1市5町は、昭和47年に発足した鹿児島広域市町村圏にも属しており、その中で相互に機能と役割を分担しながら、調和のとれた地域社会づくりと南九州の活性化をリードする圏域づくりに取り組んでいます。

(2)生活圏の一体化と住民ニーズの高度化への対応

近年のモータリゼーションや情報通信技術の進展などにより、通勤、通学、通院、買い物などの日常生活における住民の流動化が拡大しています。特に吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の5町は、鹿児島市との結びつきが非常に強い地域であり、この1市5町の日常生活圏は一体化している状況にあります。

このように日常生活圏が既に一体化している状況においては、その生活実態に即した 地方自治体を組織することが自己決定・自己責任の原則に基づく住民自治の達成や住民 福祉の向上にもつながるものであるといえます。

また、住民の価値観の多様化や技術革新の進展などに伴い、住民が求めるサービスも

1 合併の必要性

多様化し、高度化しています。これに対応するため、専門的かつ高度な能力を有する職員の確保や組織の整備拡充が求められており、行政サービスの充実や安定を図る必要があります。

(3) 少子高齢化と地方分権の進展への対応

将来人口推計(厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所 中位推計)によれば、わが国の総人口は、平成 18 年(2006 年)をピークに減少に転じ、人口構成については、今後 0~14 歳の年少人口、15~64 歳の生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口は増加を続け、平成 26 年(2014 年)には 4 人に 1 人が、平成 62 年(2050 年)には 2.8人に 1 人が高齢者となるなど急速に高齢化が進むことが予測されています。

一方、この1市5町においても平成26年には現在より年少人口の割合が1.4ポイント減少し、老年人口の割合が6.4ポイント増加する見込みです。

少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少でもあり、このような状態が進んでいくと、 現在の行政サービス水準を維持することができなくなる恐れもあります。

また、地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り国、県から地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。これからは、自己決定・自己責任の原則のもと、地域の実情にあった個性的で多様な行政を展開する必要があります。

このために、地方自治体は効率的な行財政運営に努めることが第一であり、市町村合併により行財政基盤を確立していくことも有効な手段です。

(4)これまでの取り組み

合併特例法の期限を念頭に鹿児島地区の法定合併協議会の設置に向けた協議を行うため、平成13年5月8日に鹿児島地区市町村合併調査研究会(鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町、三島村及び十島村で構成)が設置されました。この研究会では法定合併協議会への枠組み参加について平成14年8月中に確認することで取り組み、調査・研究や意識調査等を行いました。

平成 14 年 8 月 26 日の同研究会首長会において、1 市 5 町から法定合併協議会への枠組み参加の表明があり、2 村から住民意識調査の結果等を総合的に考慮し、参加は難しいとの表明がなされました。これを受け、平成 14 年 9 月 6 日、枠組みへの参加を表明した 1 市 5 町で鹿児島地区合併準備協議会を設置し、合併に関する諸問題について調査、検討及び協議を行いました。

そして、平成 14 年 12 月の 1 市 5 町の各議会において、合併市町村の建設に関する基本的な計画の策定とその他市町村合併に関する協議を行う法定合併協議会(鹿児島地区合併協議会)設置に関する議案が議決され、平成 15 年 1 月 24 日に鹿児島地区合併協議会が設置されました。

1 合併の必要性

(5)合併の効果

市町村合併は、これまで各々の地方自治体として進めてきたまちづくりを一元化するものであり、広域的な視点に立った道路や公共施設の整備、土地利用などを実施することにより、計画的で一体的なまちづくりを重点的かつ効果的に実施することが可能となります。したがって、1市5町においては、住民ニーズの多様化、高度化、広域化に対応した専門的で、高度な幅広い行政サービスを展開することが可能になります。

さらに、行政サービスの提供区域が広域化することで、窓口サービス等が勤務通学地などでも利用できるようになり、住民の利便性が向上することになります。

また、市町村合併は究極の行政改革ともいわれ、一層、効率的かつ効果的な行財政運営を推進する基盤が確立され、公共施設の効率的な整備や重複する内部管理部門の効率化等により人件費、物件費についてスケールメリットを生み出し、財政の効率化が図られます。

1市5町においては、このような合併効果を発揮し、人口60万人を擁する県都として、これまで以上に政治、経済、文化などあらゆる分野において県内の他自治体をリードし南九州を代表する都市の役割を果たしていくことが求められます。

2 計画策定の方針

2 計画策定の方針

(1)計画の趣旨

この計画においては、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各総合振興計画を継承するとともに、「第四次鹿児島市総合計画」を踏まえ、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町(以下「1市5町」という。)の合併後のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくり計画を策定するものです。これにより、1市5町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すものとします。

(2)計画の構成

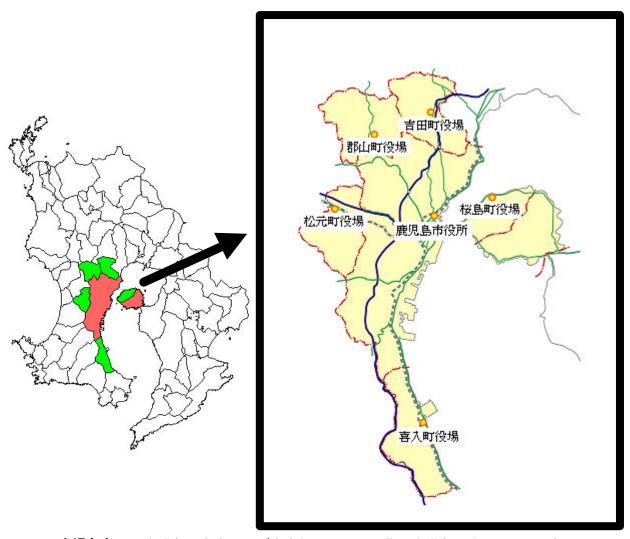
この計画は、1市5町の合併後のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画を中心として構成されます。

(3)計画の期間

まちづくりの基本方針は、長期的展望に立ったものであり、まちづくり計画及び財政計画は、合併施行の日から平成26年度までの概210か年の計画とします。

1 位置、面積と地勢

1 位置、面積と地勢



鹿児島市は、鹿児島県本土のほぼ中央部にあって、北は鹿児島郡吉田町、西は松元町など日置郡の各町、南は揖宿郡喜入町などと接しています。また、東は鹿児島湾に面し、海を隔てた桜島の東半分を含んだ東西約27km、南北約30kmの風光明媚な都市です。

面積は 289.79 k ㎡で、市街地は、鹿児島湾に注ぐ甲突川など 7 つの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海抜 100mから 300mの丘陵地帯(シラス台地)になっています。

吉田町は、鹿児島県の中部に位置し、鹿児島郡に属しています。南は鹿児島市、西は日置郡郡山町、北は姶良郡蒲生町、東は姶良郡姶良町に接し、東西に 4.95 km、南北に8.72 kmと長方形をなした面積 54.79 kmの町です。

東は赤崩を盟主とする赤崩火山峰、西は花尾山及び雄岳を盟主とした諸連峰がそびえ、 これらの高峰を源として思川、本名川、稲荷川の渓流が山間を縫って鹿児島湾に注いで います。

自然環境は、平坦地 27%、山間及び傾斜地約 73%で地形的な制約を受けていますが、 北地区は水田地帯、南地区は畑地帯で、土地は概ね肥沃で各種農産物の生産は良好です。

桜島町は、鹿児島県のほぼ中央に位置する活火山桜島岳の西半斜面を占め、ほぼ全域

1 位置、面積と地勢

が霧島屋久国立公園地域内にあります。

桜島は、周囲 52 k m , 面積 80 k m²で、鹿児島市の中心部とは海を隔てて 3.8 k mの近距離にあり、大正 3 年 1 月の大噴火までは島でしたが、溶岩流によって大隅半島と接続し現在では半島の一部となっています。

長谷川、深谷川をはじめ大小いくつかの河川があり、海岸線を起点として山頂に向かって平均 15 度の斜度をなし、総面積 32.19 k ㎡で海岸線は東西 13.8 k mです。

総面積の約 75%は山林、原野及び溶岩等で住宅地は海岸線に帯状に形成しており、耕地は全部畑作で果樹が主です。

喜入町は、薩摩半島の鹿児島湾沿いにあり、北は鹿児島市、西は川辺郡知覧町と揖宿郡頴娃町、南は指宿市と接しています。東は鹿児島湾に面し、東西 6.2km、南北 16kmの細長い形をしています。

また、南北 16 k mに及ぶ長い海岸線は沖合 1.5 k mまで遠浅となっており、どこからも雄大な桜島を望むことができます。

面積 61.23 k m²の約 80%を高地が占め、知覧町・頴娃町と接する西の山々は分水嶺になっており、そこを源とする 10 余りの河川は鹿児島湾に注ぎ、流域には集落と水田が広がっています。

松元町は、薩摩半島の中部に位置し、日置郡に属しています。東は鹿児島市、南は日 置郡吹上町と日吉町に、西北は日置郡伊集院町に接しています。

面積は $51.05 \, \text{km}$ で、東西 $7.4 \, \text{km}$ 、南北 $11 \, \text{km}$ のほぼ三角形をなし、多くの丘陵と渓谷からなり、その丘陵は高原台地で畑地と林野となっています。台地は概ね標高 $150 \, \text{m}$ ~ $200 \, \text{m}$ に点在し、渓谷は相合して小川となり、その一部は鹿児島湾に注ぐ永田川の源流となっています。

水田はシラスを母体としてできた砂壌土で迫田の多くは切り立ったシラスに面し、畑 地の多くは台地上にあってシラスに覆われています。

郡山町は、日置郡の最東北部に位置し、南は鹿児島市、西は日置郡伊集院町と東市来 町、北は薩摩郡樋脇町と入来町、東は姶良郡蒲生町と鹿児島郡吉田町に接しています。

北に八重山、東に花尾山・三重岳、西に重平山があり、南は小高い丘陵で鹿児島市に 連なっています。

主な河川は八重山に源を発する甲突川が流れ鹿児島湾まで注ぎ、重平山及び上宮岳に源を発する神之川は東シナ海へ注いでいます。

面積は 57.75 k m²、地質は山岳地帯が輝石安山岩を基岩とし、その風化土からなっていますが、中南部の丘陵地帯は全般的に鹿児島特有のシラス層からなっています。

2 人口と世帯

2 人口と世帯

人口推移(国勢調査)

(単位:人)

	S55 年	S60年	増減数	H 2 年	増減数	H 7年	増減数	H12 年	増減数
鹿児島市	505,360	530,502	25,142	536,752	6,250	546,282	9,530	552,098	5,816
吉田町	7,418	8,377	959	9,824	1,447	11,184	1,380	11,736	552
桜島町	6,098	5,593	505	5,245	348	4,903	342	4,678	225
喜入町	12,354	12,574	220	12,518	56	12,772	254	12,802	30
松元町	8,616	9,495	879	9,803	308	11,039	1,236	12,065	1,026
郡山町	7,910	8,131	221	8,110	21	8,250	140	8,314	64
合 計	547,756	574,672	26,916	582,252	7,580	594,430	12,178	601,693	7,263

世帯数(平成12年国勢調査)

(単位:世帯)

鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町	松元町	郡山町	合 計
229,064	4,001	1,788	4,828	4,234	3,040	246,955

年齢階層別人口構成(国勢調査)

(単位:人)

	平成7年			平成12年					
	0~14 歳 15~64 歳 65 歳 ~		0~14 歳 増減数 15~64 歳 増減数			65 歳~	増減数		
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
	97,851	375,257	73,160	86,269	11,582	377,347	2,090	88,475	15,315
鹿児島市	17.9%	68.7%	13.4%	15.6%	11.8%	68.4%	0.6%	16.0%	20.9%
	2,314	6,924	1,946	2,060	254	7,357	433	2,316	370
吉田町	20.7%	61.9%	17.4%	17.6%	11.0%	62.7%	6.3%	19.7%	19.0%
	661	3,004	1,238	636	25	2,647	357	1,395	157
桜島町	13.5%	61.3%	25.2%	13.6%	3.8%	56.6%	11.9%	29.8%	12.7%
	2,215	7,619	2,935	1,979	236	7,633	14	3,190	255
喜入町	17.3%	59.7%	23.0%	15.5%	10.7%	59.6%	0.2%	24.9%	8.7%
	2,151	7,008	1,880	2,090	61	7,794	786	2,181	301
松元町	19.5%	63.5%	17.0%	17.3%	2.8%	64.6%	11.2%	18.1%	16.0%
	1,272	5,177	1,801	1,200	72	5,074	103	2,040	239
郡山町	15.4%	62.8%	21.8%	14.4%	5.7%	61.0%	2.0%	24.5%	13.3%
	106,464	404,989	82,960	94,234	12,230	407,852	2,863	99,597	16,637
合 計	17.9%	68.1%	14.0%	15.7%	11.5%	67.8%	0.7%	16.6%	20.1%

率は小数点2位を四捨五入

2 人口と世帯

鹿児島市は、県都として、また南九州の中核都市として、政治、経済、社会、文化など 高次な都市機能が集積した都市として発展し、平成 12 年の国勢調査による人口は 552,098 人、世帯数 229,064 世帯です。

吉田町は、県総合教育センターなど県立の教育機関の立地、九州縦貫自動車の開通を契機に平成7年の国勢調査では、人口増加率で県内1位を記録し、平成12年国勢調査においても人口増加率県内6位と、現在でも増加傾向にあり、人口は11,736人、世帯数4,001世帯です。

桜島町は、人口減少傾向にあり、平成12年の国勢調査による人口は4,678人、世帯数1,788世帯です。

喜入町は、通勤・通学や農産物の出荷など鹿児島市と非常に緊密な結びつきを持っています。この立地条件を生かし、定住促進のための宅地分譲事業や公営住宅等の整備を実施しています。平成 12 年の国勢調査による人口は 12,802 人、世帯数 4,828 世帯です。

松元町は、鉄道交通の利便性から、人口は年々増加傾向にあり、平成 12 年の国勢調査による人口は 12,065 人、世帯数 4,234 世帯、増加率では、県内第 1 位(対前回比 9.3%増)です。

郡山町は、自然に恵まれた地域であり、ここ数年人口は微増しており、平成 12 年の国勢 調査による人口は 8,314 人、世帯数 3,040 世帯です。

就業構造の推移を見ると、第1次産業就業者数が1 市5町全て減少傾向にあるのに対して、第2次産業就業者数は桜島町・喜入町・郡山町については減少、その他の地域は微増、3次産業就業者数は桜島町以外は増加傾向にあります。

就業構造(国勢調査)(上段・就業者数 単位:人、率は小数点2位を四捨五入、分類不能分があり100%にならない)

	平成7年			平成 1 2 年					
	1次産業	2 次産業	3次産業	1次産業	増減数	2 次産業	増減数	3 次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
	3,437	45,691	202,319	2,318	1,119	45,904	213	204,792	2,473
鹿児島市	1.4%	18.1%	80.1%	0.9%	32.6%	18.0%	0.5%	80.1%	1.2%
	576	1,500	3,138	278	298	1,543	43	3,467	329
吉田町	11.0%	28.7%	60.1%	5.3%	51.7%	29.1%	2.9%	65.5%	10.5%
	575	404	1,484	562	13	326	78	1,444	40
桜島町	23.3%	16.4%	60.2%	24.1%	2.3%	14.0%	19.3%	61.9%	2.7%
	963	1,623	3,293	680	283	1,465	158	3,562	269
喜入町	16.4%	27.6%	56.0%	11.9%	29.4%	25.7%	9.7%	62.4%	8.2%
	539	1,640	3,178	349	190	1,760	120	3,651	473
松元町	10.0%	30.6%	59.2%	6.0%	35.3%	30.5%	7.3%	63.3%	14.9%
	703	1,430	2,002	402	301	1,292	138	2,254	252
郡山町	17.0%	34.5%	48.3%	10.2%	42.8%	32.7%	9.7%	57.1%	12.6%
	6,793	52,288	215,414	4,589	2,204	52,290	2	219,170	3,756
合 計	2.5%	19.0%	78.1%	1.6%	32.4%	18.8%	0.004%	78.7%	1.7%

人口と世帯

人口と世帯

鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町が合併して生まれる新たな鹿児島市(以下「新市」という。)の将来人口を推計した結果、平成 26 年の総人口は 621,000人(男:291,000人、女:330,000人)となることが見込まれます。

このうち、年齢階層別人口については、0~14歳人口と15~64歳人口の構成比が低下するなかで、65歳以上人口の構成比の増加が見込まれています。

また、平成 26 年の世帯数は 272,000 世帯、1 世帯当たりの平均人員は 2.28 人へと減少 することが見込まれます。

人口と世帯

		2000年(H12)	2014年 (H26)		
	総人口	601,69	93人	621,000人		
	男	281,611人	46.8%	291,000人	46.9%	
	女	320,082人	53.2%	330,000人	53.1%	
	0~14歳人口	94,234人	15.7%	89,000人	14.3%	
	15~64歳人口	407,852人	67.8%	390,000人	62.8%	
	65歳以上人口	99,597人	16.5%	142,000人	22.9%	
	世帯数	246,955	世帯	272,000世帯		
1	世帯当たり平均人員	2.44	人	2.28人		

(注)2000年(H12)の人口は、国勢調査にもとづく1市5町の合計

1 都市像

1 都市像

21世紀を迎えた今、少子高齢化の進行、環境問題の顕在化、高度情報技術の急速な発達、産業システムの変革、分権型社会の進展など、社会経済情勢は大きく変わろうとしています。とりわけ、本格的な地方分権の時代の到来にあわせて、地方自治体においては、自己決定・自己責任の原則に基づく地域の実情に即した主体的なまちづくりの一層の推進、またそれを円滑に進めるための行財政基盤の強化が重要な課題となっています。

こうしたなか、鹿児島県における県央に位置する新市は、鹿児島県の県都として、また、 日本の南の拠点都市として、引き続き文化や経済の中心的役割を担うことが求められてい ます。

このため、新市においては、行政・経済・教育・文化などの高次都市機能の集積や桜島・ 錦江湾をはじめとする水と緑の豊かな自然、さらには、本県中央に位置する地理的特性及 び交通結節機能をまちづくりに生かし、都市基盤や生活環境の整備、保健・福祉の充実、 教育・文化の振興、循環型社会の構築、産業の振興等の施策を積極的に推進する必要があ ります。

そして、21世紀における持続的発展を目指し、合併による効果と都市の有するストックの活用を図り、南九州の中核都市としての総合力を高め、市民一人ひとりが生き生きと輝き、人・もの・情報の多彩な交流でにぎわう元気な都市を創造します。さらに、そこで育まれる都市の個性と魅力を国内外に愛着と誇りを持って積極的に発信します。

これらを踏まえ、市民もまちも元気な都市の実現を目指し、第四次鹿児島市総合計画で 定めた「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」という都市像のもと、新市 の速やかな一体化を図り、新市の新たな魅力と特性を最大限に活用し、住民の福祉の向上 とまちの総合的発展を図ります。

このまちの主役は市民です。まちづくりの推進にあたっては、市民と行政がそれぞれの 役割を自覚し、責任を果たしながら互いに手を携え、協働して取り組むこととします。

この都市像を着実に具体化していくために、次の基本目標を掲げ、個性豊かで活力に満 ちた新市のまちづくりを推進します。

- ・安心して健やかに暮らせるまち 〔安心健康都市〕
- ・豊かな心と個性を育むまち [個性創造都市]
- ・人と自然にやさしい快適なまち 〔快適環境都市〕
- ・機能的で多彩な交流が拡がるまち〔交流拠点都市〕
- ・にぎわいと活力あふれるまち 〔産業活力都市〕

2 まちづくりの方向

2 まちづくりの方向

安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

災害が発生しやすい自然条件に加え、ひとり暮らし高齢者をはじめとする災害弱者が増加するなかで、総合的な防災行政を推進し、市民が日々安心できる基盤を築きます。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるため、さらに各面からの福祉の充実に努めるとともに、市民が地域で互いに支えあう仕組みを整えます。

さらに、急速な高齢化が進むなか、長くなった高齢期を健やかに、生きがいをもって 生活できる環境づくりを進めるとともに、市民が世代を超えてふれあい、ともに生きる 地域づくりに努めます。

一方、進行する少子化に対応するため、出産、子育てについて社会全体で支援していくという意識を高めるとともに、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。

また、市民がそれぞれのライフステージにおいて、生き生きと心豊かに生活するためには、心身ともに健康であることが重要であり、個人の健康状態に応じた健康・体力づくりを支援します。

豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

次代を担う子どもたち一人ひとりが、豊かな人間性、自ら学び自ら考える力など生きる力を身につけることができるよう、家庭、学校、地域における教育の機能を高めるとともに、互いの連携を深め、市民全体で、心豊かでたくましい子どもたちを育みます。

また、市民が自主的な学習活動を通して、自らの能力や技術を高め、社会のなかで生かしていけるよう、学ぶ喜びに満ち、個性と創造性豊かな市民を育むための環境づくりを進めます。

あわせて、市民一人ひとりが文化の担い手として、先人たちが守り育んできたふるさ との文化の継承発展に努めることにより、地域に根ざした市民文化を創造します。

また、お互いの人権を尊重するとともに、男女共同参画社会の形成や互いに支えあう コミュニティの形成を図り、心ふれあい支えあう市民社会の実現をめざします。

人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題に対応するため、行政、事業者、市民 それぞれの責任を分担しながら協働して、環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざし ます。

同時に、豊かな緑や清らかな水辺、美しい景観や歴史が息づく街並みなど、自然と人間が共生する潤いのある空間を創出します。

また、精神的な豊かさを享受し、ゆとりある住みよい暮らしを実現していくために、 安全で安心して暮らせる条件を整備していくとともに、少子高齢化の進行や市民ニーズ の多様化等を踏まえながら、住宅、道路等の生活基盤施設の質の向上に努めます。

2 まちづくりの方向

機能的で多彩な交流が拡がるまち〔交流拠点都市〕

新市が南九州の浮揚発展を牽引する役割を果たしていくため、高次都市機能のさらなる集積と的確な配置を行い、拠点性の高い都市空間を形成します。また、高齢者や障害者などに配慮した都市空間のバリアフリー化を進めます。

さらに、南の交流拠点都市として拠点性の高い都市空間を形成するため、国内外からの交流人口を増大させる総合交通ネットワークの構築に努めます。

また、高度情報化やグローバル化が進展するなかで、IT(情報通信技術)を積極的に活用して、市民生活の向上と地域経済の活性化を図ります。また、地域の技術基盤の強化と地域産業の自立発展のため、産学官の連携により研究開発機能を充実していきます。

にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

中心市街地については、「中心市街地活性化基本計画」、「谷山地区中心市街地活性 化基本計画」にもとづき、民間と行政が一体となって商業等の活性化と市街地の整備改 善に取り組み、そのにぎわいを高めます。

一方、桜島に象徴される自然景観、個性的な歴史や風土、市内いたるところで湧き出る温泉など他に類を見ない観光資源や九州新幹線鹿児島ルートの開通の効果を最大限に生かすために、新しい観光・コンベンションの創出に努めます。

また、企業の高度化・活性化を進めるとともに、創業をめざす人材やベンチャー企業等の育成・支援、新規成長分野の企業の誘致、さらには産学官の連携等により、地域産業の創造性を高めます。

農林水産業については、都市近郊に立地する優位性を生かし、新鮮で良質な農畜産物の安定的な供給を図ります。また、水源かん養、自然環境の保全など多面的機能を有する森林の適正管理に努めるとともに、漁場環境の保全や水産資源の培養など水産業の振興を図ります。

3 土地利用・地域別振興の方針

(1)土地利用の方針

新市の行政区域面積は、546.72? で、うち都市計画区域面積は約7割の384.38?となります。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、 都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望にも とづき機能的で合理的な土地利用に努めるものとします。

(2)地域別振興の方針

《地域・地区の区分》

新市は、多様な特性を備えた地域によって構成されるため、第四次鹿児島市総合計画における地域別計画をもとに、新市の地形等の自然条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえ、地域・地区を区分します。

中央地域(中央地区、上町地区、鴨池地区、城西地区、武・田上地区)

谷山地域(谷山北部地区、谷山地区)

伊敷地域

吉野地域

桜島地域(桜島地区、東桜島地区)

吉田地域

喜入地域

松元地域

郡山地域

9地域9地区

中央地域(中央地区、上町地区、鴨池地区、城西地区、武・田上地区)

(1)中央地区

広域型商業機能の充実を図るとともに、快適で楽しみ憩える交流空間の形成に努め、 地区内の回遊性の向上を図ります。また、西鹿児島駅地区においては、駅前広場や駅 ビル等を核として、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めます。

(2)上町地区

鹿児島駅周辺地区における都市基盤の整備や高次都市機能の導入、交通結節機能の 強化などを進めるとともに、魅力あるウォーターフロントの形成を図ります。また、 快適な生活環境の形成を図るほか、恵まれた自然環境や景観、歴史的な街並みなど、 地域資源の一体的な活用により地区の活性化を図ります。

(3)鴨池地区

臨海部においては、土地利用の再編等により、業務、交流等の都市機能を一層充実 し、活性化を図ります。また、地区内の交通混雑を緩和するため、広域的な道路や丘 陵部住宅団地と平坦部を結ぶ幹線道路等の整備を進めるほか、生活環境の改善などを

図ります。

(4)城西地区

土地区画整理事業の推進や道路の改良にあわせた生活環境の改善を図るとともに、 幹線道路や生活道路等の整備を進め、安全で快適なまちづくりを推進します。また、 鹿児島アリーナ等の施設を活用した健康・体力づくりや交流を促進します。

(5)武・田上地区

幹線道路網の整備や交差点改良などを進め、交通の円滑化を図るほか、河川改修や 道路整備等にあわせた住環境の改善に努め、良好な生活環境の形成を図ります。また、 地区の自然環境や住環境との調和に配慮しながら広域交通網の整備などを図ります。

谷山地域(谷山北部地区、谷山地区)

(1)谷山北部地区

谷山電停周辺の地域生活拠点としての機能の充実を図るとともに、地区の東西方向のネットワークの形成に努めます。また、住宅団地等の良好な住環境の保全を図るほか、農村集落において都市型農業の振興、良好な田園環境の保全、集落機能の活力の増進などを図ります。

(2) 谷山地区

副都心の核となるJR谷山駅周辺地区において商業・業務等の都市機能の充実を図るとともに、地区内の交通体系を整備し、副都心としての機能を高めます。また、生活環境の改善を図るほか、臨海工業地帯の産業振興、都市型農業の振興、自然環境の保全と活用、レクリエーション機能の向上などを図ります。

伊敷地域

住宅団地の良好な住環境の形成を図るほか、地域中心としての生活拠点機能の整備 充実を図ります。また、豊かな自然環境や農業生産環境を保全するとともに、都市型 農業の振興や定住促進による農村集落の活力の増進などを図ります。

吉野地域

土地区画整理事業の推進や幹線道路等の整備を進めるとともに、地区が日常の生活 圏として機能を発揮できる完結型のまちづくりをめざします。また、レクリエーション機能の活用を図るほか、主要産業である都市型農業の振興などを図ります。

桜島地域(桜島地区、東桜島地区)

(1) 桜島地区

桜島火山爆発に対応できるよう、国、県との連携を図りながら、総合的な防災対策を推進するほか、都心部とのアクセスの整備に努め、都市近郊農業・漁業の振興、集落機能の活力の維持、増進を図るなど、市民の安全と生活の向上を図るとともに、都市農村交流を推進します。また、フェリー事業や恵まれた観光資源の活用等により、観光・レクリエーション機能の充実などを図り、各種イベントの展開を促進します。

(2)東桜島地区

桜島火山爆発に対応できるよう、国、県との連携を図りながら、総合的な防災対策

を推進するほか、農業・漁業の振興、集落機能の活力の維持、増進を図るなど、市民の安全と生活の向上を図ります。また、交通利便性の向上や恵まれた観光資源の活用等により、観光・レクリエーション機能の充実などを図ります。

吉田地域

快適な環境が整った宅地の確保や県道鹿児島吉田線、九州縦貫自動車道インターチェンジへのアクセス道路等の幹線道路の整備促進などを進めるなかで、企業誘致や自然環境と調和したやすらぎのある生活環境の形成を図ります。また、県の各種教育・研修施設や豊かな自然、温泉などの地域資源の有効活用を図るとともに、スポーツ・レクリエーション機能の充実に努めます。あわせて、農地や森林の保全・活用及び水源のかん養に努めるとともに、地域特性を生かした農林業の振興により都市農村交流を推進します。

喜入地域

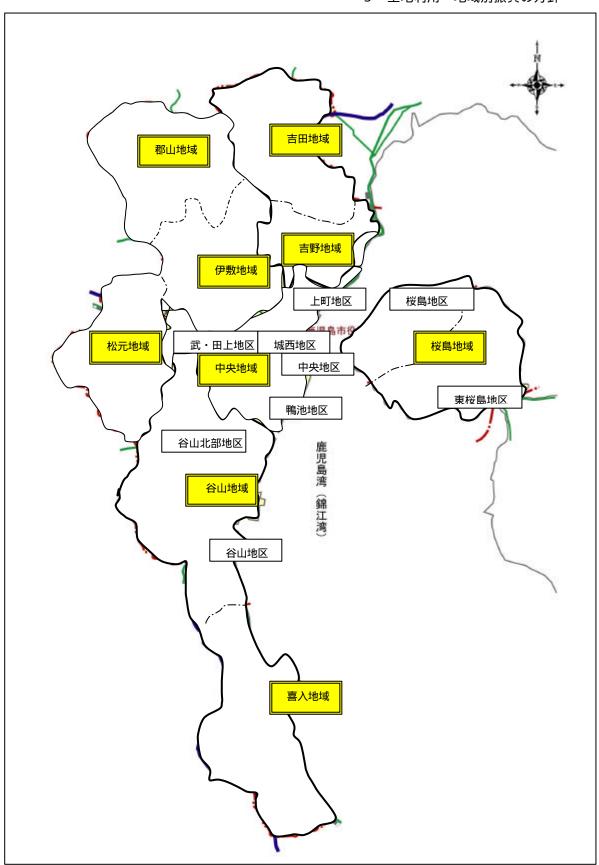
国道226号等の幹線道路網の整備やJR指宿枕崎線の輸送力の強化を促進し、交通の円滑化を図るほか、自然環境に配慮した住宅団地等の整備を進めるなど、良好な生活環境の形成を図り、利便性の高い快適なまちづくりを進めます。また、海を生かした観光・レジャー資源を活用した観光・レクリエーション機能の向上や都市近郊型農業の振興などを図ります。

松元地域

JR薩摩松元駅前地区を地域の中心として、商業・業務等の都市機能の充実を図るとともに、県道小山田谷山線等の幹線道路の整備を促進します。また、自然環境と調和のとれた住宅地の整備促進などによる生活環境の改善を図るとともに、松元ダムの水を利用した農業の振興、農村地域の環境整備及び森林資源の保全・活用に努め、スポーツ・レクリエーション機能の向上なども図りながら、都市部住民との交流促進に努めます。

郡山地域

中央地区の土地区画整理事業を推進し、地域中心としての機能の充実を図るとともに、国道328号等の幹線道路及び市街地とのアクセス道路の整備などに努めます。 また、森林・河川・田園・温泉・文化財等の地域資源を生かし、スポーツ・レクリエーション機能の充実、都市近郊型農業の振興、森林及び田園環境の保全、水資源のかん養など、うるおいのある環境づくりに努めます。



施策の体系

施策の体系

新市の迅速な一体化を推進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」の実現に向けて、 鹿児島県の県都として、また、日本の南の拠点都市として、新市の総合的かつ計画的な整備を推進するものとします。このため、次のような施策の展開を図るものとします。

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

- ― (1)防災・・・・・・・・・・ 防災 治水対策 桜島爆発対策・降灰対策
- (2)消防・・・・・・・・ 消防
- (3)交通安全,防犯・・・・・ 交通安全 防犯
- (4)消費生活・・・・・・・ 消費生活
- (5)地域福祉・・・・・・・ 地域福祉
- (6)障害者福祉・・・・・・ 障害者福祉
- (7)高齢者福祉,介護保険・・・ 高齢者福祉 介護保険
- (8)児童福祉・・・・・・・ 児童福祉
- (9)少子化対策・・・・・・・ 少子化対策
- (10)国民年金,国民健康保険,
 - 生活保護・・・・・・・ 国民年金 国民健康保険 生活保護
- (11)健康づくり,保健予防・・・ 健康づくり 保健予防
- (12)救急・休日夜間医療,
 - 市立病院・・・・・・・・ 救急・休日夜間医療 市立病院
- (13)スポーツ・
 - レクリエーション・・・・・ スポーツ・レクリエーション

|2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕|

- (1)幼児教育・・・・・・・・ 幼児教育
- (2) 学校教育・・・・・・・・ 義務教育 高等学校教育 学校保健体育
 - 特殊教育
- (3)家庭教育,青少年教育・・・ 家庭教育 青少年教育
- (4) 生涯学習・・・・・・・・・ 生涯学習 成人教育 高等教育・専門教育
- (5)文化振興・・・・・・・・ 文化振興 文化財の保護と活用
- (6) 人権・・・・・・・・・・ 人権の尊重
- (7) 男女共同参画社会・・・・・ 男女共同参画社会の形成
- (8)コミュニティ・・・・・・ コミュニティ

施策の体系

人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕 - (1) 環境保全,一般廃棄物,産業 廃棄物・・・・・・・・・ 環境保全 一般廃棄物 産業廃棄物 - (2) 自然環境, 公園緑地, 都市緑化・・・・・・・・ 自然環境 公園緑地 都市緑化 - (3)都市景観・・・・・・・ 都市景観 - (4) 住宅 , 住環境・・・・・・ 住宅 住環境 - (5)生活道路・・・・・・・ 生活道路 -(6)水道・・・・・・・・・ 水道 - (7)汚水対策・・・・・・・・ 下水道 浄化槽・し尿 - (8)環境衛生・・・・・・・ 環境衛生 - (9)墓地・斎場・・・・・・・ 墓地・斎場 |4 機能的で多彩な交流が拡がるまち〔交流拠点都市〕| - (1)土地利用・・・・・・・ 土地利用 - (2) 市街地整備・・・・・・・ 市街地整備 - (3) 農村地域整備・・・・・・ 農村地域整備 - (4)ウォーターフロント・・・・ ウォーターフロント - (5) 交通体系・・・・・・・・ 広域交通体系 市内交通体系 市営交通事業 - (6) 地域情報化・・・・・・・ 地域情報化の推進 - (7) 産学官の連携・・・・・・ 産学官の連携 - (8)国際・国内交流・・・・・ 国際・国内交流 |5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕| - (1) 中心市街地・・・・・・・ 中心市街地 - (2)観光・コンベンション・・・ 観光・コンベンション - (3)地域産業・・・・・・・・ 商業・サービス業 工業・地場産業 貿易・流通 雇用環境 - (4)農林水産業・・・・・・・ 農業 森林・林業 水産業 6 計画の推進にあたって - (1) 市政情報,市民参画, 地方分権・・・・・・・・ 市政情報の公開・提供 市民参画 地方分権の確立 -(2)行財政運営・・・・・・・ 効率的・効果的な行政システムの確立 電子市役所の構築 人材の育成 健全財政 民間活力の活用 - (3)広域行政・・・・・・・ 広域行政

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

(1)防災

【基本的方向】

自然的、社会的状況を踏まえ、災害の発生の恐れのある危険箇所等の的確な把握 に努め、災害の未然防止のための各種防災対策事業の促進を図ります。

また、河川改修と公共下水道(雨水渠)などの整備、雨水の流出を抑制する貯留施設などの整備を図り、総合的な治水対策を推進します。

桜島爆発及び降灰対策については、情報の収集伝達体制の充実強化に努め、住民の避難体制を充実するとともに、降灰除去事業等の各種降灰対策事業を効果的に推進します。

(2)消防

【基本的方向】

より迅速で、的確な消防救急活動等が展開できるよう消防・救急拠点の整備や高度救急体制の充実、消防車両等の機械装備の近代化を進めます。また、住宅防火対策、各種事業所や危険物施設の防火、保安対策など総合的な火災予防対策の充実に努めます。

(3)交通安全,防犯

【基本的方向】

交通安全施設の整備改善を図り、効果的な交通規制等を促進します。また、関係機関との連携により、市民総ぐるみの交通安全対策を推進します。

防犯については、広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めるとと もに、防犯灯等の整備充実を促進します。

(4)消費生活

【基本的方向】

消費生活に関する必要な知識を身につけられる機会の確保、消費生活情報の収集・提供などに努めるとともに、安全な商品またはサービスの供給、消費者と事業者との取引の適正化、計量の適正化など適正な事業活動の確保に努めます。また、相談に対する的確な助言、消費者苦情の早期解決、新たな手法の消費者被害の発生への速やかな対応などに努めます。

(5)地域福祉

【基本的方向】

福祉制度についての情報提供や福祉に関する学習機会の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の活動体制の充実、地域ボランティアの育成・支援を行い、社会福祉施設や住民との協働による地域福祉推進体制の充実に努めます。

また、高齢者や障害者等が安心して日常生活を営めるよう、在宅福祉の充実に努めるとともに、福祉サービスを適切に選択・利用できるよう支援体制の充実に努め

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

ます。

(6)障害者福祉

【基本的方向】

ノーマライゼーションの理念について、市民への啓発を図るとともに、住みよい 生活環境づくりや自立のための条件整備を進め社会活動への参加を促進します。

また、多岐にわたるニーズに応え、必要な保健福祉サービスを的確に提供するために、保健・医療・療育体制の強化を図るとともに、社会適応訓練等のための施設の整備を促進します。

(7)高齢者福祉,介護保険

【基本的方向】

長くなった高齢期をできる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生きがいを持って生活できる環境づくりに努めます。また、介護が必要な人については、公平な負担のもと、質の高い介護サービスを受けることができるよう、その基盤づくりを推進するとともに、介護予防対策や在宅サービスの適切な提供を図ります。

また、バリアフリー化を推進し、高齢者が安心して快適な生活を送れるまちづく りに努めるとともに、市民が世代を超えてふれあい、支えあい、共に生きる地域づ くりを進めます。

(8)児童福祉

【基本的方向】

児童虐待や児童が被害者となる犯罪の予防や早期発見に努めます。また、母子・ 父子家庭及び寡婦に対する経済的支援や自立への支援を図ります。

(9)少子化対策

【基本的方向】

仕事と子育ての両立が図られるよう、市民や企業等の理解を深め、雇用環境の整備を促進します。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、出産や育児についての支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズへの対応を進めます。

(10) 国民年金, 国民健康保険, 生活保護

【基本的方向】

国民年金及び国民健康保険の制度についての啓発活動に努めるとともに、制度の 改善充実について、国に対して要請します。

一方、生活保護については、被保護者等の経済的な基盤の確保と回復に努め、相談・生活指導等を行い、自立更生・助長を進めます。

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

(11)健康づくり,保健予防

【基本的方向】

「かごしま市民健康 5 5 プラン」を基本に、様々な関係者の連携を強化し、市民の選択による主体的・効果的な健康づくりを推進するとともに、疾病を持つ人々への支援に努めます。

また、地域の健康づくり活動や健康情報発信の拠点となる保健所・保健センターの機能充実を図るとともに、検査体制及び施設・設備等の整備を行います。

(12) 救急・休日夜間医療,市立病院

【基本的方向】

救急・休日夜間医療については、夜間の初期救急医療体制の整備・拡充を図り、 二次・三次救急医療との連携のもとに、救急医療体制の充実に努めます。

市立病院は、県下の中核的総合病院としての機能を一層充実します。

(13) スポーツ・レクリエーション

【基本的方向】

体育施設の整備・充実及び関係施設の効果的な活用を進め、市民の多様なスポーツ活動を支援するなど、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。また、地域スポーツクラブの育成を進め、市民の連帯感の高揚や地域の活性化をめざします。

2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

(1)幼児教育

【基本的方向】

私立幼稚園等の関係機関との連携のもと、心の教育など保育内容の改善・充実や子育て支援の一層の充実に努め、幼児教育の振興を図ります。

(2)学校教育

【基本的方向】

各学校が自主性・自律性を発揮し、家庭や地域社会における教育との関連や幼小、小中、中高の各学校段階の関連を考慮し、望ましい人間形成を図るうえで必要な基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、生きる力を育みます。あわせて、健康・安全に関する基礎的な知識や実践力を身につけた児童生徒を育成します。特殊教育については、幼児児童生徒一人ひとりの障害の種類や程度に応じた教育を一層充実します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備充実に努めます。

(3)家庭教育,青少年教育

【基本的方向】

親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の充実を図りながら、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

また、社会体験や自然体験を組み入れた異年齢集団活動や地域活動への参加を促すなど、鹿児島の風土を生かした青少年教育を推進するとともに、社会全体で子どもを育てる気風づくりに努めます。

(4)生涯学習

【基本的方向】

家庭教育、学校教育、社会教育の一層の充実と相互の連携を図り、市民の学びの場を市内全域に広げるとともに、その体系化を進めます。

成人教育については、社会教育施設間の情報交換や事業等の連携に努めるととも に、学習グループ・指導者の育成を図ります。

また、高等教育機関等の充実を促進するとともに、地域への幅広い開放を要請します。

(5) 文化振興

【基本的方向】

優れた芸術文化に幅広くふれる機会の拡充と市民の自主的・創造的な芸術文化活動の促進に努めるとともに、文化団体や文化を育む人材の育成を図ります。また、文化施設の充実と活用を図るとともに、情報通信技術を活用した文化に関する情報発信や各施設の収蔵品等の情報の保存・蓄積に努めます。

2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

あわせて、地域で育まれ、保存・伝承されてきた文化財をさらに未来へ継承する ために、保存と活用を積極的に推進します。

(6)人権

【基本的方向】

人権教育及び人権相談の充実を図り、人権に対する正しい認識と理解を深めるとともに、同和対策についても、地域福祉の充実、地域住民の経済的自立・生活安定のため就業の促進に努めます。

(7) 男女共同参画社会

【基本的方向】

性別による役割分担意識を是正し、男女が個人として尊重され、その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを進めます。

(8)コミュニティ

【基本的方向】

コミュニティづくりについては、コミュニティに対する意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動への支援や地域活動の核となる人材の育成などに努めることにより、その活動を促進します。

3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

(1)環境保全,一般廃棄物,産業廃棄物

【基本的方向】

地球的規模の環境問題までを視野に入れて、これまでの発生源対策を継続しながら、足下からできる地球環境保全対策を着実に推進するとともに、環境教育・学習を推進します。あわせて、環境に配慮した率先行動を実行し、環境への負荷の少ない循環型の都市づくりを事業者、市民と協力連携して進めます。

また、ごみの発生抑制(リデュース)、リユース、リサイクルを推進します。事業者に対しては、排出者責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図るとともに、ごみの排出抑制・資源化への取り組みを指導します。

あわせて、産業廃棄物の監視・指導の強化や関係機関との協力連携に努めるとと もに、マニフェストの普及などによる適正処理を促進します。

(2)自然環境,公園緑地,都市緑化

【基本的方向】

自然の持つ多様な機能を生かしながら、自然環境の保全に努めるとともに、自然 との共生やふれあいの確保、自然保護意識の高揚を図ります。

一方、公園緑地については、全市的に調和のとれた配置と拡充に努めるとともに、 多様化する公園緑地へのニーズに対応するため、既設公園のリニューアル等を行い ます。

また、街路、公園、公共公益施設等の公共の緑化の推進や住宅地、事業所等の民間の緑化の促進を図るとともに、自然の持つ多様な機能を生かしながら、自然緑地をはじめとする緑の確保に努めます。

(3)都市景観

【基本的方向】

創造性豊かで周辺環境にも配慮した景観整備を行い、地域特性を生かした都市景観の形成に努めていくとともに、歴史的・文化的雰囲気にあふれた都市景観の保全、再生、活用を進めます。

(4)住宅,住環境

【基本的方向】

住宅の基本性能の向上を図るため、建て替えや改修等を促進し、安全で良質な住宅ストックの形成に努めます。

また、地域の自然、文化及び歴史などの特性を生かし、コミュニティ活動等に対応した、安全で快適な環境づくりに努めます。

(5)生活道路

【基本的方向】

市民が日常的に利用する道路としての機能が十分果たせるよう、幹線道路との有

3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

機的な機能分担のもとに、安全性、快適性、機能性を高めた道路整備を推進するとともに、道路の適正な維持管理の充実に努めます。

また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したすべての人々にやさしい 道路整備に努めます。

(6)水道

【基本的方向】

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道としての機能をさらに充実するとともに、多様化する市民の要望を的確にとらえ、維持管理の時代に即応したきめ 細かい水道行政を推進します。

また、工業用水道については、新たな水源の確保等に努めます。

(7) 汚水対策

【基本的方向】

市街化区域内において公共下水道の処理区域の拡大に努め、水洗化を促進し、幹線管渠の整備や処理施設の増強を図るとともに、老朽化した施設の改築・更新を行います。また、今後とも下水汚泥の堆肥化を図るなど安定的な処理を推進します。

一方、公共下水道認可区域以外においては、合併処理浄化槽での整備を基本としてその設置を促進するとともに、浄化槽の適正な使用と適切な維持管理について、普及啓発を図ります。あわせて、地域の特性に応じた下水処理の方策について、調査・検討を行います。

くみ取りし尿については、効率的な収集運搬を行うとともに、衛生的な処理を行います。

(8)環境衛生

【基本的方向】

きれいなまち、より快適なまちを市民自らの手でつくろうという市民意識の高揚に努めるとともに、行政と地域住民、衛生自治団体などとの連携を深めながら、住みよい生活環境づくりを推進します。

(9)墓地・斎場

【基本的方向】

市営墓地の施設の改善や環境整備に努めるとともに、共同墓地の環境整備の促進に努めます。

また、斎場の施設の充実を図ります。

4 機能的で多彩な交流が拡がるまち〔交流拠点都市〕

4 機能的で多彩な交流が拡がるまち〔交流拠点都市〕

(1) 土地利用

【基本的方向】

土地利用にあたっては、国の土地利用計画及び県の土地利用計画との整合を図るなかで、住民との合意形成のもと、豊かな自然や特徴ある歴史的・文化的資源、基盤整備の状況等を勘案し、災害にも十分配慮したうえで、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

(2)市街地整備

【基本的方向】

市街地における地区ごとの都市機能の役割分担を明確化するとともに、相互のネットワークを強化し、相乗効果によって本市の中枢拠点性をさらに高め、個性と魅力あるまちづくりを推進します。

(3)農村地域整備

【基本的方向】

それぞれの地域の特性を生かしながら、農業生産基盤との一体性に配慮しつつ生活環境を整備し、連帯感と活力のある農村地域の整備に努めます。さらに、都市部住民と農村地域との交流の促進に努めます。

(4) ウォーターフロント

【基本的方向】

鹿児島港港湾計画に位置づけられた、各港区の整備計画及び利用計画を促進するなかで、港湾の機能を高める臨港道路の整備を促進するとともに、環境にも配慮しながら人流・物流の拠点の形成など港湾空間の高度化を図るほか、その他の港湾についても整備を促進します。

また、錦江湾・桜島の自然や歴史・文化とふれあうことのできる親水緑地や施設などの整備を促進するとともに、心豊かな日常生活空間や都市の豊かさを実感できる有機的な都市機能の形成を図ります。

(5)交通体系

【基本的方向】

九州新幹線鹿児島ルート全線のフル規格による早期整備並びに南九州西回り自動車道及び東九州自動車道の早期全線開通を促進するとともに、鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路や南薩縦貫道といった地域高規格道路等の整備並びに在来線鉄道の整備強化に努めます。また、交通ターミナルの整備等により、一体的な交通体系の形成を促進します。

また、公共交通機関の持つ定時性・迅速性・経済性等の本来の機能を十分発揮できるよう総合的な交通体系を整備します。あわせて、交通基盤施設についても、計画的な整備を進めます。

4 機能的で多彩な交流が拡がるまち〔交流拠点都市〕

市営交通事業は、市域における主要な公共交通機関として、また、公営交通機関としてその役割と機能の強化に努めます。

(6)地域情報化

【基本的方向】

教育、文化、福祉、経済等の各分野における情報システムの構築やネットワーク 化等をさらに推進し、市民の立場に立った行政情報を提供するほか、情報化を担う 市民の情報リテラシーを高めるとともに、光ファイバー等情報通信基盤の整備促進 やプライバシーの保護、データ等への不正アクセス等の諸問題に適切に対処しなが ら、まちづくり、人づくりの情報化を進めます。

(7)産学官の連携

【基本的方向】

産学官の連携については、まちづくりのあらゆる分野で企業、大学、関係機関等のネットワークづくりを積極的に進め、技術の高度化、複合化や人材を育成することなどにより、産業の活性化やより安心で快適なまちづくりを進めます。また、研究開発型企業の誘致・育成等を積極的に進め、本市における研究開発機能の強化を図ります。

(8)国際・国内交流

【基本的方向】

南に開かれた地理的条件等を効果的、有効的に活用し、国内外とのさまざまな 交流等を通じて、市民の国際意識の高揚を図るとともに、交流機会の拡大を地域 社会の発展に結びつけ、魅力あるまちづくりに努めます。 5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

(1)中心市街地

【基本的方向】

中心市街地活性化基本計画及び谷山地区中心市街地活性化基本計画に基づき、商業等の活性化と市街地の整備改善の両面から中心市街地の活性化を図ります。

(2)観光・コンベンション

【基本的方向】

南九州における滞在型観光の拠点として、桜島や錦江湾等の自然・景観、豊かな歴史と文化、豊富な温泉、鹿児島ならではの地域特産物、都市アメニティなど本市の特性を生かした魅力ある観光地づくりを進めるとともに、多彩なイベントの創造や充実などを通して観光客の誘致を図ります。さらには、人に優しい受入れ態勢づくりを進めます。

同時に、コンベンションの誘致、支援、開発等を進め、国際会議や見本市等の開催が可能なコンベンション施設の整備充実を促進します。また、受入れ基盤の充実・整備を図ります。

(3)地域産業

【基本的方向】

商業・サービス業については、経営基盤の強化や人材の育成に努めるとともに、 事業の共同化や経営革新、情報化の促進に取り組みます。また、魅力的な商店街の 形成に努めます。さらに、情報関連産業の育成支援及び誘致に取り組みます。

工業・地場産業については、経営基盤の強化や人材の育成に努めるとともに、新分野への事業展開を促進します。また、創業・ベンチャー企業の育成支援に努めるとともに、企業立地環境の整備を促進します。さらに、地場産業の販路及び市場の開拓を促進します。

貿易・流通については、物流施設等の整備や流通情報システムの高度化を促進するなど、物流機能の強化を図ります。

雇用環境については、地域産業の振興、企業の誘致の促進を通じて、就業機会の拡大に努めるとともに、労働条件の向上、職業能力の開発、職業訓練施設の充実など、雇用対策に取り組みます。また、高年齢者、障害者、女性など就職が困難な方々の雇用の促進を図るため、各面からの支援を行います。また、勤労者福祉に関する情報の収集・提供に努めるとともに、勤労者福祉諸制度や施設の積極的な活用を促します。

(4)農林水産業

【基本的方向】

県や農協など関係機関・団体との連携のもと、担い手農家を中心として、耕種部門では、野菜、花き園芸を主体に、また、畜産部門では、肉用牛を主体に産地づくりを進め、市民に新鮮で良質かつ安全な農畜産物を安定的に供給することに努めま

5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

す。また、農業経営の安定を図りながら、集約的農業の振興や環境保全型農業を推進し、都市型農業の確立をめざします。そのほか、小みかんや茶など地域特産物の 生産振興や産地直売による地産地消などの推進に努めます。

林業の生産基盤の整備や担い手の育成を図り、森林の適正管理に努めるほか、自然とのふれあいを深める場づくりなど、市民の森林に対する意識の高揚を図ります。 また、たけのこ等の特用林産物の生産を促進します。

漁港の整備や漁場の造成を行うなど、生産基盤の整備を図るとともに、栽培漁業を推進し、錦江湾における水産資源の培養を進め、新鮮で高品質な水産物の供給に努めます。また、遊漁の促進に努め、都市立地を生かした水産業の振興を図ります。

6 計画の推進にあたって

6 計画の推進にあたって

(1)市政情報,市民参画,地方分権

【基本的方向】

インターネットなどの新しい情報通信媒体の活用を図りながら、市民に対する説明責任が果たされるよう市民ニーズの変化に対応した情報公開、広報機能及び情報提供に努め、行政と市民との情報の共有化を図ります。

また、市政のさまざまな情報を市民に提供・説明し、広聴機能の充実を図るとともに、市民と行政との情報の共有化や双方向のコミュニケーションを図ることにより、さらに開かれた市政の実現をめざします。同時に、計画策定や事業実施における市民参画を積極的に進め、市民一人ひとりの持っている知恵や意欲を反映できる市民参画社会の実現を図ります。

一方、本格的な地方分権の時代の到来にあわせて、必要な行政権限の移譲と、それに伴う税財源の充実・確保について、国・県へ要請するとともに、本市の実情に即した主体的なまちづくりを進めます。

(2)行財政運営

【基本的方向】

ますます複雑多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、簡素で効率的かつ弾力性に富んだ行政執行体制の確立を図るとともに、職員の政策形成能力の向上を図るなど、人的資源の質的向上を図ります。

一方、ITの進展に対応し、費用対効果を十分検討しながら、その積極的な活用とこれまでの制度・慣行の見直しを行い、電子市役所の構築を進めます。

また、市税等自主財源の確保をはじめとした財源の積極的確保を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的配分を行うほか、施策の推進にあたっては、経費支出の効率化を図ります。さらに、財源の年度間調整に配慮するとともに、財政状況の的確な分析を行い、長期的視点に立った弾力的かつ健全な運営を行います。あわせて、民間事業者等の能力活用を図ります。

(3) 広域行政

【基本的方向】

日常生活圏や経済活動領域の拡大に対応した広域生活圏の地域振興に、関係市町村と連携しながら取り組みます。さらに、周辺市町村の自主性を尊重しつつ、役割と機能を分担しあいながら、豊かで活力ある広域的な地域社会の形成に努めます。

公共施設の統合整備

公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情、既存施設の有効活用等を考慮しながら、統合整備を検討していくこととします。